

令和7年第4回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）							
招 集 年 月 日	令和7年9月29日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年9月29日	午後1時30分		議 長	諸 石 重 信	
	閉 会	令和7年9月29日	午後1時52分		議 長	諸 石 重 信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	7 番		三 谷 英 史		8 番		藤 瀬 都 子
職務のため議場に出席した者の職氏名	書 記 長		山 口 順 也		書 記		高 田 匡 樹
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長		水 川 一 哉		副 町 長		川 原 恵
	会 計 管 理 者		宮 崎 貴 浩		教 育 長		尾 崎 達 也
	総 務 課 長		井 原 正 博		総 務 課 参 事		亀 川 修
	企画政策課長		藤 瀬 善 徳		町 民 課 長		吉 村 秀 彦
	町 民 課 参 事		副 島 徳 二 郎		子 育 て ・ 健 康 課 長		灰 塚 重 則
	福 祉 課 長		釘 本 あ ゆ み		農 林 建 設 課 長		古 賀 九 州 男
	教育委員会事務局長		井 手 勝 也				
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 9 月 29 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案の報告及び上程
- 日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決
- 日程第 5 継続審査について

午後 1 時 30 分 開会

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 7 年第 4 回大町町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第 121 条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長及び各課長の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（諸石重信君）

日程第 1．会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により、7 番三谷議員、8 番藤瀬議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（諸石重信君）

日程第 2．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

日程第 3 議案の報告及び上程

○議長（諸石重信君）

日程第 3. 本臨時会には、告知のとおり、町長提出の議案 1 件がございます。

事務局書記長に件名を朗読させます。書記長。

○議会事務局書記長（山口順也君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第 42 号を上程し、これより議題といたします。

日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第 4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

皆さんこんにちは。令和 7 年第 4 回大町町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集賜り、御審議いただきますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、今臨時会には町民の皆様にも御不安と御心配をおかけしておりました贈収賄に絡む不祥事件に対し、当該職員を処分したことに伴い、私自らの監督責任を明らかにするため、給与条例案件 1 件を提案させていただいております。

これより提案理由の説明を申し上げます。

議案第 42 号 大町町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、先ほども申し述べましたとおり、贈収賄事件に絡み、大町町職員の懲戒処分の基準及び人事院懲戒処分の指針に照らし、9 月 22 日付で当該職員を懲戒免職処分としました。任命権者として監督責任を痛感しており、私自ら責を負うため、給料の 100 分の 20 の減額、3 か月を提案させていただくものでございます。処分定量を決定するに当たっては、大町町の過去の事案及び他市町の事例を参考に厳正に判断をしました。

議員の皆様、町民の皆様の信頼を損ないましたこと、心からおわびを申し上げます。今後

このようなことを繰り返さないよう法令順守、コンプライアンスの徹底を図り、全ての職員が自覚し、一丸となって信頼回復に努めていく所存であります。

御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

今の内容につきまして、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、大町町の過去の事案というのはどういうものを基準としてなされているんですか。過去の事案というのはどういうものなのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

過去の事案というところで、平成25年8月ですね、同じく職員の収賄に伴う不祥事件がありまして、そちらのところで懲役2年、執行猶予4年という判決がっております。それに伴って、町長の給料100分の20の減額、3か月、同等の処分が行われております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

それぞれの規定があって、そういうふう結論を出されたと思うんですけれども、一番大きなのは、今御回答いただいた町の過去の事例といったものがその基盤になっているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局書記長に件名を朗読させます。書記長。

○議会事務局書記長（山口順也君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

今の質疑の内容と同じなんですけれども、過去の事例によって処分が大体そこで決まったということなんですけれども、今回の問題と過去の問題というのは同じようなものじゃないんじゃないかと私は思っているんです。というのは、収賄に関してはあったかも分からんけれども、贈賄に関しては業者だというふうなことがあって、そこら辺は懲戒処分の対象となって解決したと。しかし、今回は懲戒処分になった元職員、彼については、新聞の中身を見ますと、もらう気はなかったが、後ろからポケットに入れられたというふうなことがあったんですけれども、やはりそこで自分が収賄して、そして、その結果を贈賄側のほうに資料の提出ということになったということになれば、贈賄側というのは企業、業者かというところ、私はそうではないように思います。

系列を申しますと、その贈賄の方は、ちょっと日にちは分かんないですけども、町外の人だったんですね。町外の人を町長が推薦という形で、その当時、議会のほうに報告されました。その内容につきましては、当事者が、贈賄の関係にある方が過去に若干問題があったというふうなところが議会の中でも議論になったところなんです。いろいろありましたけれども、町長の言葉から、みそぎは済んだ、しっかりした人生設計を立て直すというふうなことから、当時の議長は、これだったら信用して様子を見てみようという形になったかと記憶しております。ふるさと納税は、企画課で業務を実施しておりましたので、企画課のほうに職員として採用されたわけでございます。

そして、2年ぐらいたったくらいですかね、その頃にその職員が起業するということで会社をつくったんじゃないかと。私はちょっとそのところは分かりませんが、起業さ

れたということは間違いないかと思います。そしたら、プロポーザルで今回の事件が発生したというふうな流れが出てくるんじゃないかと思うんですけども、その後、ずっと6年、7年、プロポーザルで契約業者としての業務がなされていたわけです。そして、今回、皆さんも御存じのように、器物損壊によって業務が停滞したと、町からは損害賠償の請求事案が発生したということが事実だというふうに思います。したがって、通常の行政の中にこの業者が全く白の状態から入っているのであれば、私は元職員の懲戒で妥当かというふうに思いますけれども、過去からすると、今の話では、贈賄のほうにも一つの大きな問題が生じているというふうに私は思っております。

私は当事者、前職員に関しましては、今述べましたナラティブの中から被害者だというふうに思っております。せっかくここまでやってきて懲戒免職ということになって、人生どういことなのかなというふうに思いますけどね。彼の気持ちには計り知れないものがあるかと思っています。

したがいまして、結論を申しますと、ここで審議して結果を出すということじゃなくて、これは議会への持ち帰り審議とさせていただきたいというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

確認でございます。今回上程されております議案第42号に対しては反対であるという意思の発言と考えてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

賛成討論ございませんか。5番山下議員。

○5番（山下淳也君）

今回上程されております議案に関しましては、あくまでも町長の監督責任という部分であると思います。その中では、過去の事案、また周辺自治体の事案等を参考にされて出された結論でありますので、妥当なものだと判断し、賛成させていただきます。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

反対討論をさせていただきます。

今回提案されました贈収賄事件に係る町長給与の減額、先ほど町長のほうから説明がありましたが、管理監督責任ということでございますね。ところが、先日、この贈収賄事件に係

る贈賄事業者の罪状認否について新聞報道がなされました。それによりますと、あくまで贈賄事業者の被告人質問に対する回答ではありますが、企画提案書は元課長から提供は受けたが、ほかの事業者名は元課長とは別の職員から聞いたというふうな報道がなされました。さらに、贈賄事業者が情報の提供を求めていることを元課長は町長に伝えたと。このとき、町長は元課長からその話は聞いたが、都合のいいときばかり何をお願いしているんだ、見せる必要はないと元課長に伝えたと、佐賀新聞の取材に対して、町長が当時の状況を説明したというふうに報道がなされました。

この報道を見まして、この事件は単に元課長の個人的な不祥事で片づけられるものではなく、組織全体が絡んだ大きな事件であるという印象を受けました。特に、町長は元課長から贈賄事業者が情報の提供を求めていると、こういうことを聞いた時点でその業者を入札業者から排除する措置を取るべきだったのではないかと。入札の公平・公正を期す観点に立てば、当然これに反するような望ましくない事業者には毅然たる態度を取る必要があったのではないかと。このように考えます。それどころか、驚くことに、この後この業者が落札しているということなのです。これをどう理解すればいいのか。最終決定権者は町長です。贈収賄事件のあの10万円は、落札したことに対する謝礼の意味もあるという印象を持っております。もし町長がこれを聞いた時点で適切な判断、措置が取られていれば、今回の事件は起きていないのではないかと、私はこういうふうに思います。

こういったことを踏まえれば、今回の事件は業者とのなれ合い関係の中で規律を欠いた組織全体が原因で起こった、まさに組織全体の事件というふうに考えます。そして、元課長だけに責任を負わせた不幸な事件であったと、私自身はこういうふうに思っております。判決も出ていない、この時点で急いで町長の責任について決する必要はなく、裁判の結果を待って、町長はこの事件の全容、事件の背景、事件の起こった原因を町民に対してしっかりと説明するとともに、そして、町長としてこの事件をどのように捉えているのか、さらに再発防止としてどんなことを講じられようとしているのか、町民に対してしっかりと説明する責任があるというふうに私は考えます。その上で、自らの責任問題について言及すべきではないかというふうに私は思っております。

したがって、管理監督責任に係る今回の議案については反対をいたします。後日しっかりと説明の上で、町長の責任について言及しても決して遅いことではないというふうに考えます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

賛成討論ございませんか。2番三根議員。

○2番（三根和之君）

私は賛成討論でお話をさせていただきます。

この事案については、先ほど提案理由の中でもありましたように、各市町村も参考にして、また事例を含めてというふうなことで提案をされておりますし、再発防止についても十分考え方も出てこようかと思いますので、そこら辺は、まずリーダーとして処分をすると、それから再発防止に努めるというような考え方もあろうかと思いますので、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第42号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（諸石重信君）

起立多数と認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 継続審査について

○議長（諸石重信君）

日程第5. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続

調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和7年第4回大町町議会臨時会はこれにて閉会をいたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午後1時52分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月29日

議 長 諸 石 重 信

会議録署名議員 三 谷 英 史

会議録署名議員 藤 瀬 都 子

書 記 長 山 口 順 也